

輪島市監査公表第47号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年1月18日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年1月11日（水）観光課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 輪島市にとって観光誘客増員の継続が最重要課題のひとつであり、一時的なブームに頼ることのない新たな観光施策が必要である。「漆の里」「禅の里」「平家の里」の3つの里構想に加えて「間垣の里」が今後の観光戦略の基本コンセプトとして位置づけられると思われ、そのアクションプランの具体化と実施も肝要と考える。「平家の里構想の整備」「魅力ある宿泊施設・観光施設づくりのための補助金の新設」など観光客の受入体制の整備と共に「おもてなし向上」の意識が市民全体に波及することが重要である。そうした施策が相まって本市の交流人口拡大・地域の活性化につながることを期待したい。なお、今年度より開始した「輪島ふらっと訪夢」内での観光案内業務については、各種関係団体とも連携を取りながら、より一層の観光サービスの充実を目指した業務遂行を期待したい。
- 「柵まちづくり輪島」とは観光施設の管理運営について、指定管理委託契約等を締結しているが、契約内容の締結・運用については業務内容を精査し組織としての機能が十分発揮されるよう更なる努力を期待したい。
- 広告宣伝業務などのソフト事業の委託契約については、設計価格などの算定に一般基準がなく難しいものがあると思われるが、今後も慎重に事務を遂行されるようお願いしたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 滞納による収入未済額の解消について

滞納者の保証人を交えた分納計画の実施により、滞納額が縮小している。

今後も、引き続き厳しく滞納額縮小に努められたい。